

# 山梨県公報

号外第五十七号

平成二十四年

十月十日

水曜日

## 目次

### 条 例

- 山梨県下水道法施行条例……………一
- 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例……………九

## 条例のあらまし

- 1 山梨県下水道法施行条例(条例第四十八号)(下水道課)
  - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に鑑み、下水道法の施行に必要事項を定めることとした。
  - 2 次に掲げるものに係る技術上の基準を定めることとした。
    - (一) 排水施設及び処理施設に共通する構造
    - (二) 排水施設の構造
    - (三) 処理施設の構造
  - 3 終末処理場の維持管理について、必要な事項を定めることとした。
  - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(衛生業務課)
  - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の施行による食品衛生法施行令の一部改正等に関する事項を定めることとした。
  - (一) 食品衛生検査施設の設備及び職員等の配置の基準を定めることとした。
  - (二) 鳥インフルエンザ等に感染した従事者に係る就業制限の基準について、病原体を

保有しなくなるまでの期間又は症状が消失するまでの期間、食品に直接接触する作業等に従事させないこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(みどり自然課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 鳥獣保護区等に設置する標識の寸法の基準を定めることとした。

(二) 知事は、特別保護指定区域を指定したときは、当該特別保護指定区域内に標識を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(建築住宅課)

1 福島復興再生特別措置法の施行に鑑み、同法の居住制限者に係る県営住宅の入居者資格については、現に住宅に困窮していることが明らかであること及び入居者又は同居親族が暴力団員でないことを要件とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(議会)

1 本県の財政状況等に鑑み、県議会議員の議員報酬を減額する期間の終期を、現行平成二十四年十一月三十日までを平成二十五年十一月三十日までに変更することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、暴力団員による不平等な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十三号)の施行の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県下水道法施行条例をここに公布する。  
平成二十四年十月十日

山梨県条例第四十八号

山梨県下水道法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(流域下水道の構造の技術上の基準)

**第二条** 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第六条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

**第三条** 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

**第四条** 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水流量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

- 四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

**第五条** 第三条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第七条第六号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

**第六条** 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道  
(終末処理場の維持管理)

**第七条** 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないよう定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないよう水量又は水圧を調節すること。
- 四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 五 臭気、発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(委任)

**第八条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第四十九号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項及び第五十一条の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準（以下「管理運営の基準」という。）及び営業施設の公衆衛生の見地から必要な基準（以下「営業施設の基準」という。）その他法」を削り、「事項について」を「事項を」に改める。

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条中「営業施設の」を「法第五十一条に規定する営業の施設に係る同条に規定する条例で定める」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「管理運営の」を「法第五十条第二項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第二条 法第二十九条第一項に規定する県が設ける食品衛生検査施設（次項において「食品衛生検査施設」という。）の設備に係る食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）第八条第一項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガススクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具類を備えること。

2 食品衛生検査施設の職員の配置に係る政令第八条第一項に規定する条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一中「第二条」を「第三条」に改め、同表第一号ロ(5)中「塵埃」を「じんあい」に改め、同号二(1)中「ふた」を「蓋」に改め、同号二(6)中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表第二号ロ(3)中「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第十八条第二項に規定する感染症若しくは食品により媒介

されるおそれがある疾患の患者又は同法第六条第十項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した」を「食品を介して感染するおそれのある疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している」に改め、「、医師の診断を受けさせ、及びその従事者が病原体を保有していないことが判明するまでの間」を削り、「させない」の下に「ようにするとともに、医師の診断を受けさせる」を加え、同号ロに次のように加える。

(4) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第十八条第一項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第二項の規定に従い、食品等、器具及び容器包装に直接接触する作業に従事させないこと。

別表第一第二号八(4)中「つめ」を「爪」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改め、同表第一号イ(6)中「すき間」を「隙間」に改め、同号八(4)中「ふた」を「蓋」に改め、同表第二号イ(4)中「配せん室又は配せん棚」を「配膳室又は配膳棚」に改め、同号八(2)中「焼きがま」を「焼き釜」に改め、同号二(2)中「煮沸がま」を「煮沸釜」に改め、同号へ(2)及びト(2)中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同号チ(1)中「製品充てん包装室」を「製品充填包装室」に改め、同号ワ(2)中「充てん機」を「充填機」に改め、同号ツ(1)、ネ(1)及びム(1)中「充てん室」を「充填室」に改め、同号ム(2)中「充てん機」を「充填機」に改め、同号斗(2)中「蒸煮がま」を「蒸煮釜」に改め、同号ノ(1)中「充てん室」を「充填室」に改め、同号ノ(2)中「蒸煮がま」を「蒸煮釜」に改め、同号ハ(1)中「充てん室」を「充填室」に改め、同号才(2)及びク(2)中「充てん機」を「充填機」に改め、同号ヤ(2)及びマ(2)中「煮沸がま」を「煮沸釜」に改め、同号ケ(2)中「製めん機、ゆでがま、洗めん水槽」を「製麺機、ゆで釜、洗麺水槽」に改め、同号ケ(3)中「乾めん」を「乾麺」に改め、同号ケ(4)中「生めん、ゆでめん」を「生麺、ゆで麺」に、「ふたつき」を「蓋付き」に改め、同号フ(2)中「蒸煮がま」を「蒸煮釜」に改め、同号コ(1)中「充てん室」を「充填室」に改め、同号コ(2)中「蒸煮がま、充てん機」を「蒸煮釜、充填機」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第五十号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十二年山梨県条例第  
十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八  
十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

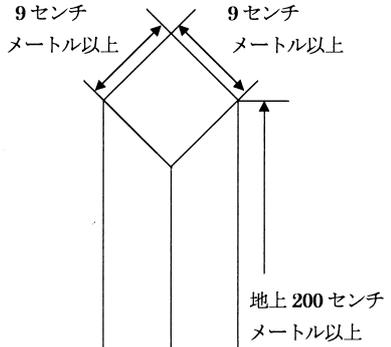
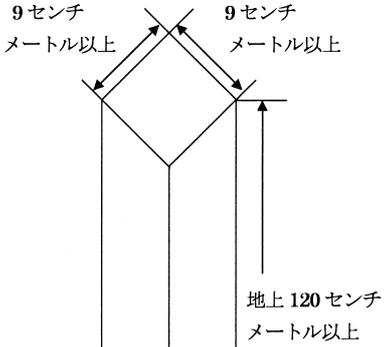
第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（標識）

**第四条** 法第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項にお  
いて準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において  
準用する場合を含む。）に規定する条例で定める標識の寸法は、別表第二のとおりと  
する。

2 知事は、特別保護指定区域（法第二十九条第七項第四号の規定により知事が指定す  
る区域をいう。別表第三において同じ。）を指定したときは、当該特別保護指定区域  
内に別表第三に規定する標識を設置するものとする。  
別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

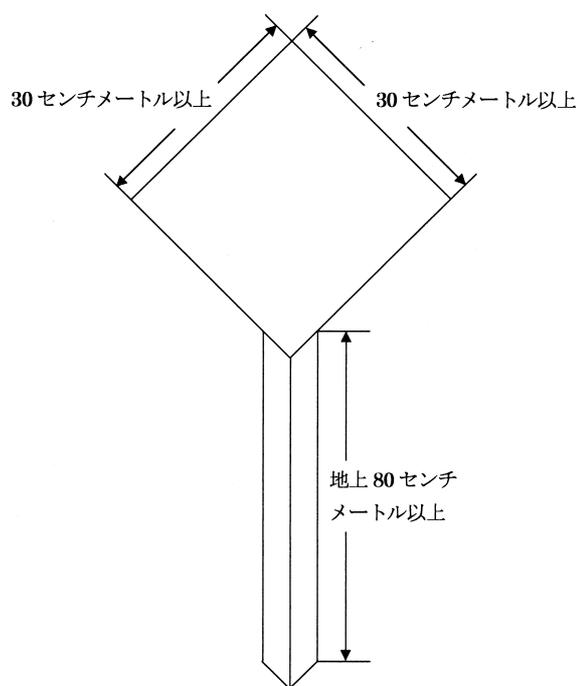
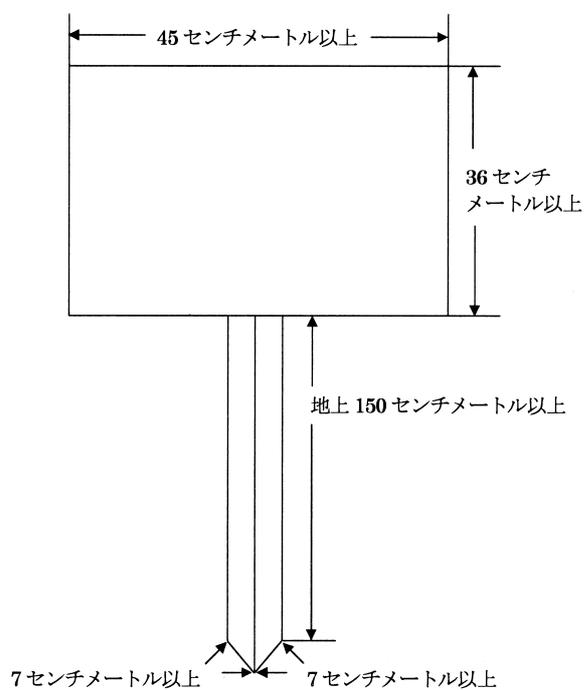
別表第二（第四条関係）

標識の区分	標識を設置する区域	標識の寸法
標柱	鳥獣保護区 特別保護地区 特定猟具使用禁止区域	
	休猟区	

制札

指定猟法禁止区域  
休猟区 特定猟具使  
用制限区域

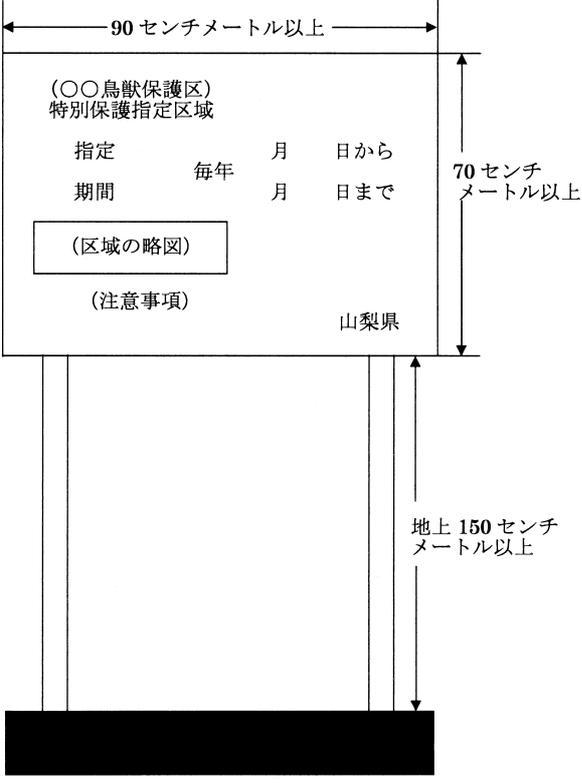
鳥獣保護区 特別保  
護地区 特定猟具使  
用禁止区域



備考

- 一 既存工作物を利用して制札を効果的に設置することができるときにおいて、当該制札を容易に視認できるときにおける当該制札の寸法については、この限りでない。
- 二 指定猟法禁止区域、休猟区及び特定猟具使用制限区域に係る標識の制札を立木竹等に固定する場合には、地上百五十センチメートル以上の場所で固定すること。
- 三 鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域に係る標識の支柱に鉄材等を用いる場合であつて、当該鉄材等が木材を用いる場合と同程度以上の強度を有するときにおける当該支柱の太さの寸法については、この限りでない。

別表第三（第四条関係）

標識の区分	標識
制札	 <p>90センチメートル以上</p> <p>(〇〇鳥獣保護区) 特別保護指定区域</p> <p>指定 月 日から 期間 毎年 月 日まで</p> <p>(区域の略図)</p> <p>(注意事項)</p> <p>山梨県</p> <p>70センチメートル以上</p> <p>地上 150センチメートル以上</p>

備考

- 一 注意事項には、区域を指定した趣旨及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）第二条各号に掲げる行為を行おうとする場合には知事の許可を受けなければならない旨を記載すること。
- 二 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Restricted Protection Area 及び No.
- 三 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離し、汚損し、及び退色しない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用して制札を効果的に設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときにおける当該制札の寸法については、この限りでない。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十一号**

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十一条」の下に、「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一条」を加える。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十二号**

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年山梨県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「平成二十四年十一月三十日」を「平成二十五年十一月三十日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五十三号**

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改

正する。

第十三条中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

**附則**

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番